危機管理マニュアル

松阪市立鎌田中学校

令和８年度

目次

＜危機管理編＞
Ⅰ．危機管理基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ．危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～６

Ⅲ．事前の危機管理と事後の危機管理・・・・・・・・・・・・・７

Ⅳ．校内救急体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～１０

Ⅴ．個別の危機管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０～２５
1．授業等における事故（登下校中の交通事故も含む）
2．修学旅行及び部活動遠征の移動中の交通事故
3．食物アレルギーによるアナフィラキシー
4．不審者の侵入等
5．いじめ
6．自殺予告電話
7．恐喝等問題行動
8．差別事象の発生
9．体罰の発生
10．弾道ミサイル発射に係る対応

＜防災対策編＞
Ⅰ　災害時の学校の基本的役割について・・・・・・・・・・・２７

Ⅱ　防災管理機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７～２８

Ⅲ　震災における防災について・・・・・・・・・・・・・・・２９～３１

Ⅳ　火災における防災について・・・・・・・・・・・・・・・３２～３３

Ⅴ　風水害における防災について・・・・・・・・・・・・・・３４

Ⅵ　学校対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

Ⅶ　避難所開設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６

Ⅷ　施設・設備の安全確保と重要書類等の搬出について・・・３７

Ⅸ　教育再開に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

Ⅹ　教育訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

＜危機管理編＞

Ⅰ　危機管理基本方針

１　基本理念

学校では、児童生徒等に好ましくない影響を及ぼす事態等を危機ととらえ、生徒の安全・安心の確保をめざし、危機発生の未然防止から危機発生時の対応、再発防止からなる「危機管理」を推進します。

このため、教職員一人ひとりが危機管理意識を持ち続けることが学校教育を行う上での基本であることを認識し、日々の教育活動や業務に取り組みます。

２　基本方針

学校では、生徒・保護者・地域住民の視点を重視し、「知る」・「備える」・「行動する」の３つをキーワードに、学校をあげて危機管理に取り組んでいきます。

（知る）

・危機に対する感性を磨いていくとともに、危機の兆候を積極的に察知していきます。（備える）

・危機発生の未然防止に努めます。

・危機発生時に迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備します。

・研修や訓練をとおして、教職員一人ひとりの危機管理に関する意識や資質の向上を図ります。

（行動する）

・危機が発生した場合、教職員は児童生徒等の生命及び身体の安全を確保することを最優先し、迅速かつ的確な対応を行い、生徒への影響をできる限り少なくしていきます。

３　教職員行動方針

（１）教育活動や業務等に潜んでいる問題点や課題等を対話により把握し、危機への備えを行っていきます。

（２）常に危機管理意識をもって教育活動や業務を推進するとともに、危機管理に関する目標を設定し、進行管理を行っていきます。

（３）自由に意見が言える風通しのよい職場をつくり、問題が発生したら直ちに管理職に報告し、迅速な対応を行っていきます。

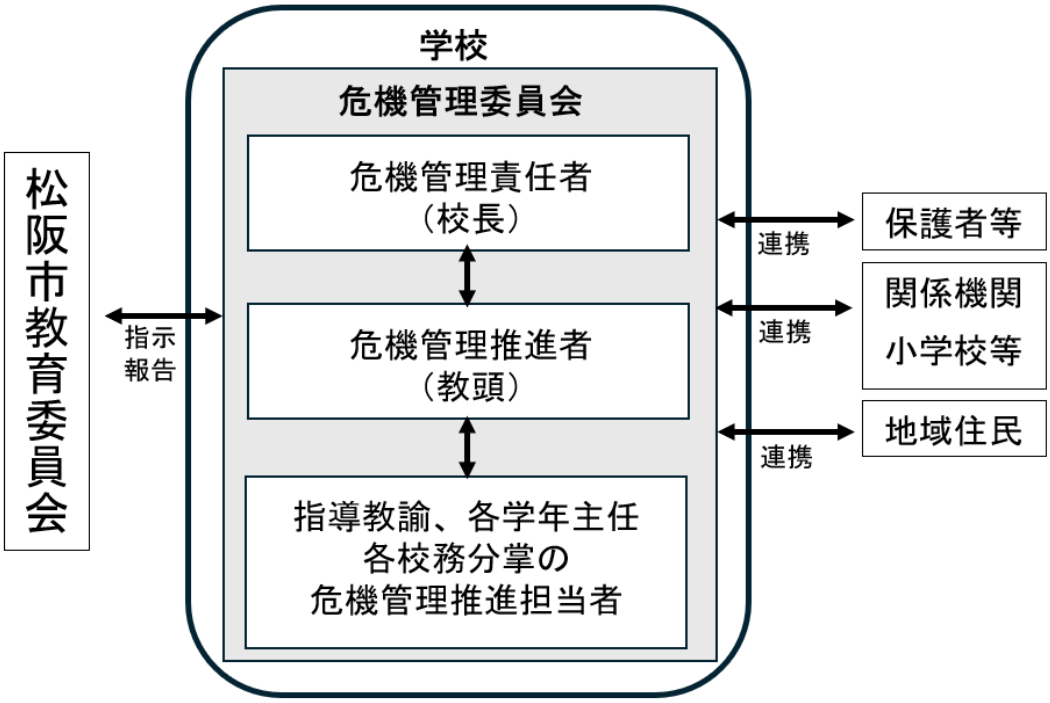
（４）総合力を発揮した危機管理を行うことができるように、保護者や地域、関係機関等との連携を接に行っていきます。

（５）危機発生時の役割を常に認識し、迅速かつ的確な対応ができるようにしていきます。

Ⅱ　危機管理体制

学校が保有する多様なリスクを体系的にとらえ、未然防止の取組や危機発生時の対応など組織的に危機管理を行うために、学校の規模等に応じて危機管理責任者、危機管理推進者、危機管理委員会の組織体制を整備する。なお、危機管理委員会は防災対策委員会の組織を兼ねる。

＜鎌田中学校危機管理（防災対策）体制＞



危機管理委員会

○危機管理の充実を図るため、校長を委員長とする危機管理委員会を設置する。
○委員は、教頭をはじめ指導教諭、各学年主任、生徒指導主事とする。
○委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
○危機管理委員会は、きわめて重大な危機が発生した場合は、学校に危機対策本部を設置する。
○危機管理委員会は次の事項等について審議する。
①危機管理についての研究・調査に関すること
②危機管理マニュアルの立案に関すること
③校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
④教職員の研修等に関すること
⑤関係機関等との連携に関すること
⑥その他、危機管理の推進・運営に関すること

防災対策委員会

○防災対策の充実を図るため、校長を委員長とする防災対策委員会を設置する。
○委員は、教頭をはじめ指導教諭、各学年主任、生徒指導主事とする。
○委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
○防災対策委員会は、警報等が発令された場合は、警戒本部となり、災害が発生した場合は、対策本部となる。
○防災対策委員会は次の事項等について審議する。
①学校防災についての研究・調査に関すること
②学校防災マニュアルの立案に関すること
③校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
④避難訓練等の充実に関すること
⑤教職員の研修等に関すること
⑥関係機関等との連携に関すること
⑦その他、学校防災の推進・運営に関すること

【関係機関との連携体制】

1　松阪市教育委員会事務局、小学校等との連携

発生した危機によっては、学校内の対応だけでなく、地域や市全体など広い範囲での対応や小学校、他中学校や設置者が異なる私立学校、県立学校、幼稚園や保育所等も含めた対応が必要な場合がある。そのため、各学校と松阪市教育委員会事務局の速やかな情報の伝達や交流、対策の実施などの連携を行う。また、必要に応じて近隣の学校等に情報を提供する。

2　保護者や地域等との連携

学校の危機管理を進めるうえで、保護者や地域等から情報や意見、さまざまな協力を得ることが重要であり、日頃から信頼関係を築くよう努める。

3　関係機関等との連携

学校で発生する危機は、学校だけで解決できない場合も多くある。危機が発生してからでなく、日頃から警察や消防、福祉分野、法務分野など関係機関と緊密な連携を行う。

【危機管理責任者・危機管理推進者の行動】

1　聴く・伝える

（1）教職員から報告・連絡・相談がなされたら、きちんと聴く時間を必ずとるようにする。

（2）教職員からの報告や連絡等の機会を利用して、さまざまなアドバイスや意識的な質問などをすることによって、相手の状況を把握し、教職員一人ひとりの教育活動や業務の進捗状況などを把握する。

（3）自分の考えや判断、見通しを積極的に語り、教育活動や業務の進め方について教職員一人ひとりと共有する。

2　サポートする

（1）教職員に対し、問題やトラブルが発生したら、直ちに管理職に報告するように徹底するとともに、問題点や間違いに気づいた時には、タイミングよく注意・指導するようにする。

（2）率先してトラブル解決のための行動を起こす。

3　意識づける

（1）教職員の細かな「ミスや失敗」をサポートし、アドバイスを行うよう心がけることにより教職員が「ミスや失敗」の経験を次に活かせるようにする。

（2）他の学校、自治体、企業等で発生した不祥事や事故情報を活用し、機会あるごとに、教職員と話し合うようにする。

4　つくる

（1）「どんな意見も自由に言える」風通しの良い職場をつくる。

【教職員の行動ポイント】

1　「本当にこれで大丈夫だろうか」という意識を持って教育活動や業務に取り組み、疑問に思ったら躊躇せず危機管理責任者、危機管理推進者に報告する。

2　職場で困難な問題やトラブルが発生したら、決して一人で抱え込まず、危機管理責任者、危機管理推進者に相談し解決を図る。

3　常日頃から、「迷ったら報告」「取りあえず第一報」「悪い情報ほど早く」を実践する。

Ⅲ　事前の危機管理と事後の危機管理

1　事前の危機管理

（1）教職員の研修の実施

・危機管理に関する校内研修を実施し、状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等、危機への対応能力を高める。

（2）安全教育の実施

・事故発生防止の観点から、児童生徒への安全教育を実施する。
・安全教育及び防災教育計画の指導計画を立て、意図的、計画的に推進する。

（3）安全点検の実施

・学校の施設及び設備等の安全点検を計画的に定期的に実施し、必要に応じて補修、修繕等の措置を講ずる。

（4）危機管理マニュアル、消防計画等の見直し

・毎年度、検証と見直しを行い、実効性のあるものに改訂する。
・全ての教職員に周知し、共通理解に基づいた体制を推進する。

（5）保護者、地域、関係機関等との連携

2　事後の危機管理

（1）被害生徒や保護者への関わり方

・被害生徒や保護者に寄り添い、誠意をもって行動する。
・異動等で担当が変わる場合も継続的な支援が行えるように、情報共有と引継ぎの体制を構築する。

（2）生徒、保護者、教職員の心のケア

・健康観察等により、生徒の異変に速やかに気付き、必要に応じて保護者等と連携を密に取り担任をはじめ、校内組織と連携して支援にあたる。
・心のケアを必要としているのは生徒だけでないことを理解し、保護者に対しても継続的なケアを行う。
・教職員自身の心身のケアが後回しになることがあるため、早目に自分の心身の不調に気付き休息したり、相談したりすることが生徒の支援にとって重要であることを理解する。

（3）災害共済給付の請求

・保護者に対し、学級担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターへの医療費等の支払い請求手続きを説明し、請求漏れのないようにする。

（4）再発防止策実施

・事故発生からの状況の推移および対応を、簡潔かつ正確に記録しておく。
・全職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導を徹底し事故防止をはかる。
・事故の原因となった施設などを点検し、速やかに改善する。

Ⅳ　校内救急体制

1　事故発生時の緊急体制

〈基本的分担〉

・総合的判断と指示・・・校長（教頭）
・連絡調整・・・・・・・教頭、指導教諭、生徒指導主事
・救急処置と判断・・・・養護教諭、近くにいる職員
・保護者への連絡・・・・担任、学年部
・救急車の要請・・・・・校長、教頭、職員室にいる職員
・医療機関への連絡・・・養護教諭

〈注意事項〉

・事故発見者は、発生状況について校長、教頭、指導教諭、担任、学年主任、生指、養護教諭等、関係職員に報告する。
・事故発生後、速やかに保護者に連絡する。
・医療機関へ搬送時、関係職員は同行する。
・同行者は、傷病の様子や診断結果等を学校に報告する。
（診察が長引く場合は、その経過を報告する。）

2　急病・けが発生時の対応（資料「校内救急体制」参照）

（1）生徒の移送については、原則として保護者にお願いする。
・傷病の原因、状況等を簡潔に説明し、保険証、治療費持参のうえ、受診の付き添いを依頼する。

（2）教職員が移送する場合は、
・受診先は保護者に連絡をとり、保護者の指定するところとする。
・保護者と連絡がとれない場合は、家庭環境票や健康連絡票に記入された病院とする。
・後から保護者が病院へ保険証、治療費を届ける。
（日本スポーツ振興センター適用の場合は、保護者の一時立替払いとし、申請後、給付を受ける。）

（3）関係者への連絡、報告を密にする。
（校長・教頭・指導教諭・生徒指導主事・学年主任・担任・生指・クラブ顧問・養護教諭など）

（4）加害者、被害者関係のある場合は、慎重に対応する。
※保険証の適用について
第三者行為（暴力等）は、保険証は適用されない。（全額負担）
保険証を使うのなら、保険組合に問い合わせ、了解されれば保険証を使うことができる。

3　その他、病気等で授業等を受けるのが困難な場合の対応

（1）保護者に連絡をとり、迎えに来てもらい、保護者の処置判断に委ねる。
（2）保護者に連絡をとり保護者の迎えが無理な場合は、保護者の希望に添うようにする。（一時

的に保健室で休ませる場合もある。）

（３）保護者に学校での発症の状況、学校で判断した内容や処置等について伝える。

4　放課後、休日の部活動時におこった傷病の場合の対応

養護教諭不在の場合は、部活動指導者が処置するのを原則とし、症状により医師の手当の必要な場合は、その状況のわかる職員が付き添い、受診する。必ず保護者へ連絡する。

※日本スポーツ振興センター対象の傷病（学校の管理下でおこった場合）は、後日、発生状況を詳しく、養護教諭に連絡する。

5　緊急連絡先

☆救急車１１９

☆一次救急（休日夜間診療所・・・内科、外科、小児科）

健康センターはるる　２３－１３６４（春日町）

☆休診の場合（木曜日午後、日・祝日等）

三重県救急医療情報センター　０５９－２２９－１１９９（どこの病院が診てくれるかを聞く）

医療ネットみえ http://www.qq.pref.mie.jp/（ネットで検索できる）

6　総合病院

市民病院	２３－１５１５
中央病院	２１－５２５２
済生会病院	５１－２６２６

・総合病院で、初診でかかる場合は、**「特定療養費の免除」の提出**が必要となる。（特定療養費は徴収されない）

・２年以上、どの科においても受診していないと、初診扱いになる。

7　学校医・学校歯科医・学校専門医連絡先

学校医	石田亘宏	石田クリニック	大口町１５４－１	５３－１１７７
学校歯科医	植松康明	植松デンタルクリニック	下村町５２２－６	６０－０６７７
眼科専門医	成島知里	ちさと眼科（高橋整形外科）	大口町２７９－５	５２－１０００
耳鼻科専門医	原田輝彦	原田耳鼻咽喉科	五反田町３丁目１３７１－７	２５－５１５１
学校薬剤師	木村吏志	アサヒ薬局	朝日町一区１０－７	５１－９１２３

8　「日本スポーツ振興センター」災害共済給付制度について

（１）申請用紙は保健室で保管する。

（２）部活動中（特に土・日曜日の部活動）に起こったけがについては、必ず顧問が養護教諭に知らせ、申請に必要な書類が保護者に渡るようにする。（※）

（※）学校の管理下で災害を受け、医療にかかった場合は、「日本スポーツ振興センター」災害共済給付制度と松阪市こども医療費助成を重複して受給はできない。災害共済給付制度が優先となる。そのため、速やかな申請手続きが必要となる。

（※）給付金は、松阪市教育委員会から直接保護者の口座へ振り込まれる。口座振込依頼書が学校に提出されるため、生徒から預かったら、すぐに保健室に届ける。（情報管理の徹底）

Ⅴ　個別の危機管理

１．授業等における事故（登下校中の交通事故も含む）

生徒が学校生活を送るうえで、様々な事故が起こることが想定される。

・体育の授業（体育祭等も含む）、部活動中のけが、熱中症
・理科の実験、家庭科の調理実習、技術科の実習中の事故
・特別活動（校外学習、修学旅行、学校行事等）中の事故
・休憩時間中の事故
・登下校中の交通事故、熱中症

事故が起こったときに、状況把握を行い、正確な初期対応を行うとともに、保護者への連絡、教育委員会を含めた関係機関に必要な報告を速やかに行う。また、事後措置を適切に行うことが必要となる。事故後には教育活動内容の見直しや施設点検、安全教育を行うなど、再発防止に向けた取組も必須となる。

近年、全国的な夏場の気温上昇が深刻化しており、体育科の授業中や運動部活動中はもとより、それ以外の活動や登下校中にも、生徒の熱中症が想定される。特に、重篤な熱中症である場合には、生命の危機に直結する場合も多いため、職員の熱中症に対する正しい知識や、事故が起きた場合の迅速な対応が必要不可欠となる。

（１）状況把握とその対応

①意識障害の確認（開眼・会話・記憶・明らかな運動麻痺・嘔吐の有無等）、外傷部位、顔色、呼吸、脈拍などの状況を迅速に把握し、救命処置（心肺蘇生とＡＥＤの使用）や応急手当等をする。
②救急車の要請と校長への連絡、教職員の応援を依頼する。そのため、他の教職員または生徒に職員室と保健室への連絡を指示する。
③傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
④救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは生徒につき添い続ける。
⑤事故を目撃した生徒に対し、聴き取りを行う。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

（２）保護者への連絡、教育委員会への報告

①担任（不在時は学年主任など他の教職員）から保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や生徒の状況、搬送先などを伝える。
②管理職と担当教員は、速やかに医療機関に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
③管理職は、事故の概要の第一報を電話で市教育委員会に入れ、文書にて事故報告を行う。
④必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
⑤管理職は、市育委員会と協議のうえ、必要に応じて報道機関へ資料提供を行う。

（３）事後措置

①保護者に事故発生の状況、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き等についての説明を行う。
②事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して事故の原因を調査し、市教育委員会へ事故報告を行う。

③外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
④養護教諭やスクールカウンセラーと協議し、生徒の心のケアに努める。
⑤事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

（４）安全指導（教育）の充実
①生徒の健康診断の結果や既往症を正確に把握するとともに、当日の生徒の体調の把握を行う。
②生徒に自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導する。
③教員の観察だけでなく、生徒に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、毎朝の健康チェックを確実に行わせる。

（５）事故発生に備えた学校の体制の確立
①年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
②緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
③救命処置（心肺蘇生とＡＥＤの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

（６）状況把握とその対応
①事故発生の連絡があった時は、受理した教職員が、通報者に「事故の場所」「１１９番通報の有無「通報者の名前、連絡先」等を確認し、直ちに管理職に報告する。
②教職員はＡＥＤを持参し、複数人で現場へ急行する。対応の詳細を記録する。
③現場に着いた教職員は、生徒を特定し、管理職に報告するとともに、保護者連絡を行う。また、状況に応じ、以下の対応を行う。
・救急車が到着していない→心肺停止の可能性のある場合はＡＥＤによる処置を行う。
・救急車が到着している場合→教職員１名は救急車に同乗し、搬送先等を学校に連絡するとともに必要に応じ、応援を要請する。医療機関で保護者や医師から診断・治療等を聞き、管理職に報告する。教職員１名は現場に残り、事故の経緯について情報を収集する。
・救急車が出発していた場合→学校から消防署に搬送先を確認し、教職員を医療機関に派遣する。生徒を特定し、管理職に報告するとともに、保護者連絡を行う。保護者や医師等から診断・治療等を聞き、管理職に報告する。
④管理職は、事故の概要や第一報を市教委に電話し、文書にて事故報告を行う。

（７）被害生徒、事故目撃生徒への対応
①生徒の状況により、管理職と担任が見舞う。
②保護者からの相談があれば、誠意をもって対応する。
③被害生徒、事故目撃生徒等の心のケアに努める。

≪熱中症の事故防止に向けて≫
①活動は安全面に十分配慮しながら、生徒個々の運動能力や体力の実態・適正や興味関心に応じた指導計画を立て、指導を行う。
②熱中症の防止のため、特に下記の点に留意して活動を行う。
ア）グラウンド・体育館など活動場所で暑さ指数（ＷＢＧＴ）を測定するなど、当日の気象状況（環境）に十分気を配ること。
イ）生徒等が自ら熱中症の危機を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
ウ）様々な理由からマスクの着用を希望する生徒等に対しては、適切な配慮が必要となるが、そ

の場合にも熱中症対策を適切に講じること。
エ）長時間にわたる直射日光の下での活動を避けること。
オ）屋内外にかかわらず、活動内容・強度に応じて、適宜休憩を入れるとともに水分や経口補水液等を適切に補給させること。
カ）生徒の疲労の状態や心身の状況などを常に把握し、異常がみられる場合は速やかに必要な措置をとること。
キ）近年の最高気温の変化や熱中症発症状況等を確認し、地域の実情に応じた対策を検討する。
ク）気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

③熱中症は夏季に集中して発生しているが、夏季以外でも急に暑くなると熱中症が発生することがあるため、暑さに体を慣らすよう活動内容を工夫する必要がある。春季の体育祭、冬季のマラソン等、季節に関わらず熱中症による事故が発生していることを、十分に心得ておく。

④部活動は、体育よりも運動強度が高いこと、防具を着用する競技では薄着になれないこと等、熱中症防止に向けてよりきめ細やかな配慮を行う。

⑤熱中症発生の要因、予防法、症状、対処法をしっかりと理解し、生徒にも、その発達段階に応じて発生要因や予防法等について適切に指導する。

≪事故発生に備えた学校体制の確立≫

①熱中症の予防は、暑さ指数（ＷＢＧＴ）を基準とする対策・体制を事前に整えることを基本とする。

②年度当初に事故発生時の教職員の役割を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室および事務室等の見やすい場所に提示しておく。

③熱中症予防に係る日々の情報収集の手段として全教職員に伝達方法を整備しておく。

④暑さ指数（ＷＢＧＴ）基準とした日本スポーツ協会の示している「熱中症予防運動指針」を参考にして、運動や各種行事の指針を予め設定しておく。

⑤熱中症が疑われるときは、事前に活動場所における暑さ指数（ＷＢＧＴ）を計測し、記録を行うとともに、設定した指針に基づき、実施可否を判断し関係する教職員への伝達体制を整備する。

⑥熱中症警戒アラート発表時に行事が予定されている場合、事前に行事の実施場所の最寄りの暑さ指数（ＷＢＧＴ）を確認し、活動内容を中止または変更するなど具体的な対応を決めておく。

⑦熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有しておく。

⑧緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号など、職員室、保健室および事務室等の見やすい場所に掲示しておく。

⑨救命処置（心肺蘇生とＡＥＤの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

⑩熱中症の予防措置及び熱中症発生時の対応は、「学校における熱中症対策ガイド来の作成の手引き」を参考にする。

２．修学旅行及び部活動遠征の移動中の交通事故

（１）状況把握とその対応

①同じバスに乗っていた教職員は、自身の安全を確保しつつ、生徒を落ち着かせ、生徒の安全確認及び負傷状況の把握を行う。

②バスに同乗している教職員等は、110 番通報を行う。また、救急搬送が必要と判断される場合は、直ちに 119 番通報を行うとともに、救急隊の到着まで、養護教諭等とともに、負傷者の安全確保及び応急手当に努める。

③同乗の教職員は事故の状況を管理職に報告する。管理職は、教員に当面の対応を指示する。

④管理職は、教職員に、救急車で医療機関に運ばれた生徒のつき添いと負傷の程度を把握させる。

⑤管理職は、教職員に、けがのない生徒や他のバスの生徒を宿舎に移動させ、他の教員に指導と管

理をさせる。また、宿舎または学校に対策本部を設置し、医療機関にいる教職員と緊密な連絡をとる。必要に応じ管理職は医療機関へ向かう。
⑥管理職は、教育委員会等へ連絡するとともに、窓口を一本化し、警察、報道関係等の対応をする。
⑦他の生徒を集め、事実を正確に伝え、生徒の精神的な動揺を抑えるとともに、以後の日程変更に伴う行動について、統一のとれた行動がとれるように指導する。また、ＳＮＳなどでの不確かな情報発信を控えるように指導する。

（２）保護者への連絡、教育委員会への報告
①連絡を受けた管理職は、必要に応じて対策本部を設置し、速やかに教育委員会やけがをした生徒の家庭に連絡するとともに、保護者連絡ツールを利用し情報提供を行う。
②緊急職員会議を招集し、対応策を検討する。（現地への応援職員の派遣、翌日の生徒受け入れ態勢に伴う授業変更等）
③旅行取り扱い業者との連携により、入院生徒の保護者の現地行きの説明を行う。また、必要に応じて補償等の説明を行う。
④必要に応じてＰＴＡ役員会、学年委員会等を招集し、事実を説明するとともに保護者の不安・動揺を極力静めるようにする。
⑤管理職は、経緯について簡潔かつ正確に記録し、情報の窓口を一本化する。
⑦管理職は、市教育委員会と協議のうえ、原則として報道機関へ資料提供を行う。

（３）事後措置
①事故の原因の所在の如何にかかわらず、全教職員が、保護者等に誠意を持って対応する。
②他の生徒に対する正確な事実の説明に努める。
③校長は、ＰＴＡ役員会や保護者説明会の開催または書面等により、保護者へ正確な情報（事故の概要や学校の対応など）を提供し、保護者の不安・動揺の軽減に努める。その際、生徒及び保護者の個人情報保護に十分配慮する。
④必要に応じて、現地に残された生徒の見舞いと付き添いの交代教職員を派遣し、現地での事後処理にあたるとともに、負傷した生徒及び教職員の経過を継続的に把握する。
⑤同乗していた生徒に対する健康観察及び心のケアを行い、必要に応じてスクールカウンセラー等の派遣を要請する。
⑥事故の経緯及び対応状況を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は、事故原因及び対応上の課題を検証し、教育委員会へ報告する。
⑦外部へ情報を提供する場合、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。

（４）安全指導（教育）の充実、事故発生防止のための事前確認・事前指導の実施
①無理のない旅行（遠征）日程を設定する。
②学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に校外活動先における地域固有のリスクやハザードマップ、気象情報などを十分に把握する。また、活動中の防災気象情報、大規模災害発生時の避難場所及び避難経路の入手手段も確認しておく。
③旅客運送を利用する場合は、利用する旅客運送の安全確認（例：関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）をあらかじめ確認し、必要な許認可※を取得していない事業者は選定しない。
※例　貸切バス：道路運送法（一般貸切旅客自動車運送事業）の許可タクシー・ハイヤー：道路運送法（一般乗用旅客自動車運送事業）の許可船舶：海上運送法（一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、内航一般不定期航路事業）の許可等
④契約締結（業者決定）にあたっては、貸切バス事業者の安全管理体制及び緊急時の連絡体制を確認するとともに、運行計画、運転者の勤務状況及び休憩計画について把握する。

⑤貸切バスを使用する際は、乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認する。
⑥生徒に対し、シートベルトの着用、事故発生時の避難方法、安否確認への協力及び緊急時の行動について事前指導を行う。

（５）事故発生に備えた学校の体制の確立
①引率教員（及び管理職）は、事故発生を想定し、教職員の役割分担、（対策本部の設置手順）、現地派遣が必要な場合の派遣体制、保護者への連絡体制、教育委員会への報告体制及び報道対応について事前に確認する。
②引率教員は、事故発生時に教職員自身が負傷し連絡が困難となる場合を想定し、学校への連絡方法及び連絡順位を事前に確認しておく。
③引率教員は、参加生徒の健康状態、既往症等の有無及び保護者の緊急連絡先を確認するとともに、参加生徒名簿、座席表及び保護者連絡先一覧を携帯する（個人情報の管理には十分注意する）。
④生徒の行動計画を十分把握するとともに、緊急時の連絡先を生徒と共有する。
⑤旅行（遠征）先及び移動経路上の緊急な場合に連絡する医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを把握しておく。
⑥学校は、全教職員に対し、心肺蘇生法（AED の使用を含む）及び応急手当に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

（６）事故原因と対応についての分析
①事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図る。
②再発防止のため、旅行計画の内容について安全指導と安全管理の徹底を図る。
③修学旅行（遠征）等における、緊急事態発生時の教職員の体制を再度確認する。

（７）その他
①生徒に修学旅行や部活動の意義を理解させる（集団行動を通して自律心を養い、自主的に集団の規律や秩序を守る態度を育成する等）。

３．食物アレルギーによるアナフィラキシー
（１）状況把握とその対応
①担任は直ちに、近くの教室の教職員に依頼して、救急車を要請するとともに、校長及び教職員に連絡し、養護教諭等複数の教職員を教室に呼ぶ。その際にＡＥＤを持ってくることを伝える。（担任は、できるだけ生徒から離れないようにする）
②担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした生徒に対し、次の点に留意し対応を行う。
・安静にさせる。
・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥（ごえん）による窒息を防ぐために、自分ではき出させるか、背部叩打法等（背中を強く叩く）により除去する。
・回復体位をとらせる。
・気道の確保を行う（頭部後屈あご先挙上達法）。
・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）
③担任や養護教諭等は必要に応じ、心肺蘇生法（ＡＥＤの使用を含む）を行う。
④救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
⑤担任や養護教諭等は救急隊員に当該生徒のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。

⑥他の生徒には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

※しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くように勧める。

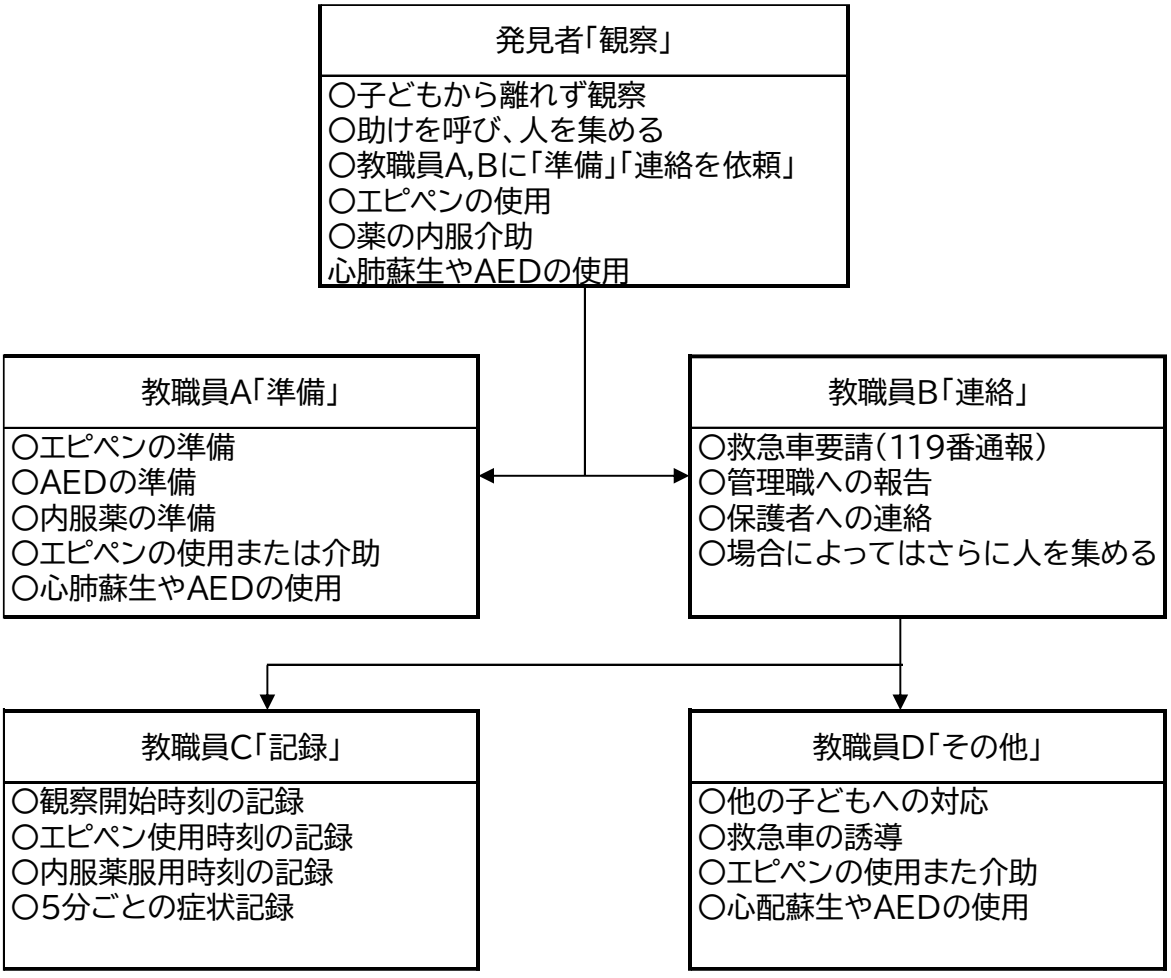
（２）保護者への連絡等

①担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。

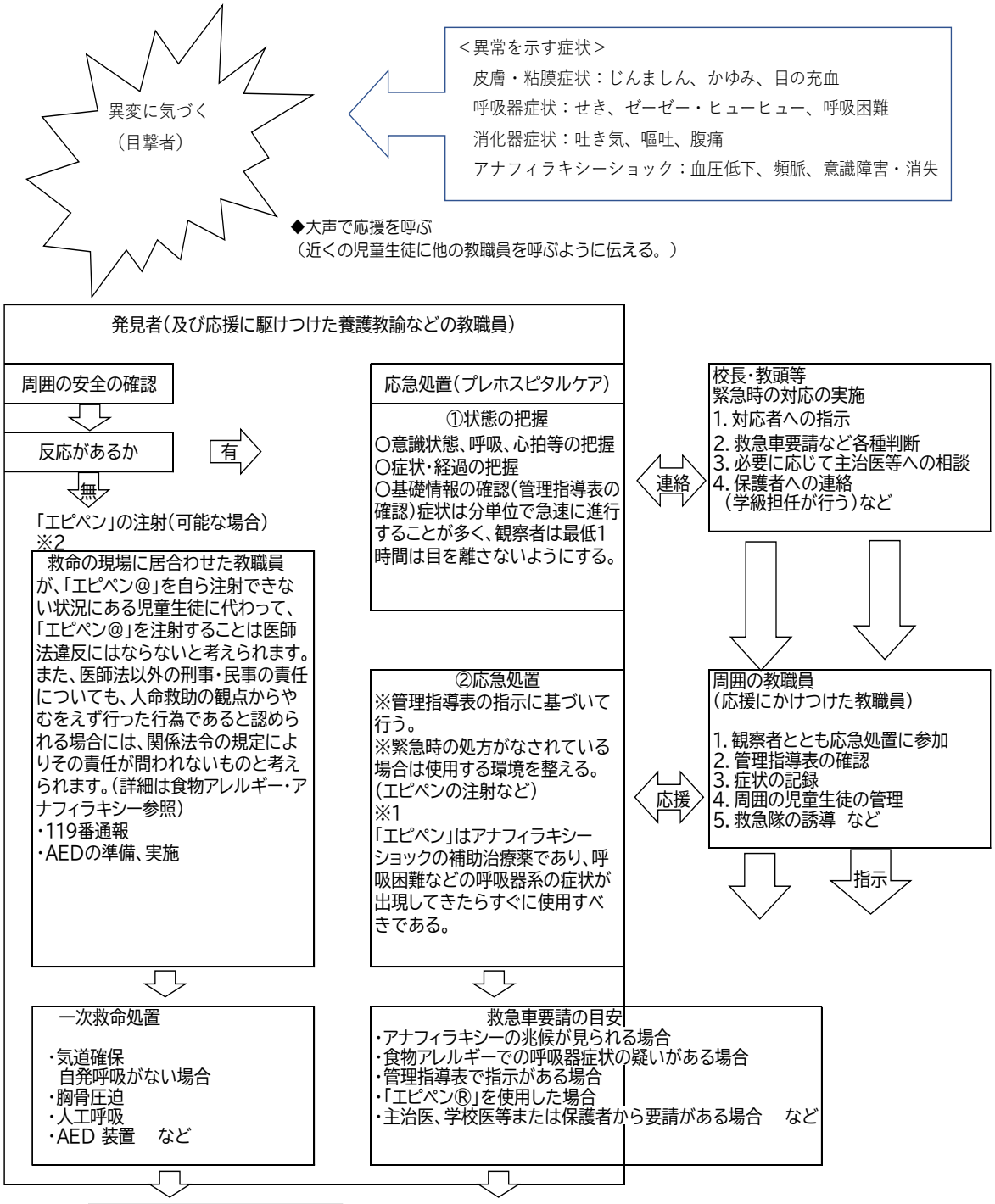
②校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、生徒を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

③校長は、教育委員会へ電話等で第一報を報告する。後刻、文書にて詳細の報告を行う。

（３）学校内での役割分担



4. アナフィラキシー症状を来した生徒を発見した時の対応モデル図



※アレルギー疾患には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがありますので、ここでは主にアナフィラキシーの発症を例に緊急時の対応のながれを示しました。 緊急時に備えてアドレナリンの自己注射薬である「エピペン®」（商品名）※1、※2や内服薬等が処方されていることがありますので、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

４．不審者の侵入等

（１）生徒が登下校時に不審者に出会い、学校に連絡が入った場合。

登校時

①連絡を受けた教員は、校長に報告する。
②校長は全職員を招集し、内容を伝える。
③被害者へのケアを第１優先に考え、その後の対応を検討する。
④校長は、市教育委員会に連絡する。
⑤校長は教職員（生指担当者等）を現地に派遣する。
⑥校区内各小学校、近隣校へ連絡する。また、状況に応じて関連諸機関、保護者に連絡する。
（tetoru を使い、保護者に不審者情報のメールを一斉送信し、注意を呼びかける。）
⑦当日はクラスで事案の説明をし、必要に応じて放課後の教育活動終了の時刻を早め、一斉下校等の処置をとって、職員が下校指導に当たる。

下校時

①連絡を受けた教員は、校長に報告する。
②校長は全職員を招集し、内容を伝える。
③被害者へのケアを第１優先に考え、その後の対応を検討する。
④校長は、市教育委員会に連絡する。
⑤校長は教職員（生指担当者等）を現地に派遣する。
⑥校区内各小学校、近隣校へ連絡する。また、状況に応じて関連諸機関、保護者に連絡する。
（tetoru を使い、保護者に不審者情報のメールを一斉送信し、注意を呼びかける。）
⑦放課後の校内に残っている生徒を招集し、必要に応じて一斉下校の処置をとって、職員が下校指導に当たる。

（２）学校内（授業中・休憩中・放課後の活動中）で不審者に出会った場合。

凶器不携帯

①第１対応者は、近くの教職員を呼び、できるだけ複数で対応する。
②「用のない場合は、立ち入りをご遠慮下さい。」「こちらからお帰り下さい。」と言って退去願う。校長は、交番・所轄の警察署、近隣校、教育委員会に連絡する。生徒へは教室待機の指示をする。
③退去願えない場合は、周囲を取り囲むようにしながら、「退去いただけない場合は警察を呼びます。」と退去を勧告する。校長は、交番・所轄の警察署、近隣校、教育委員会に連絡する。生徒へは教室待機の指示をする。
④警察官が来校して身柄を引き渡した後、生徒の待機解除をする。保護者にプリントの配布をする。

凶器携帯

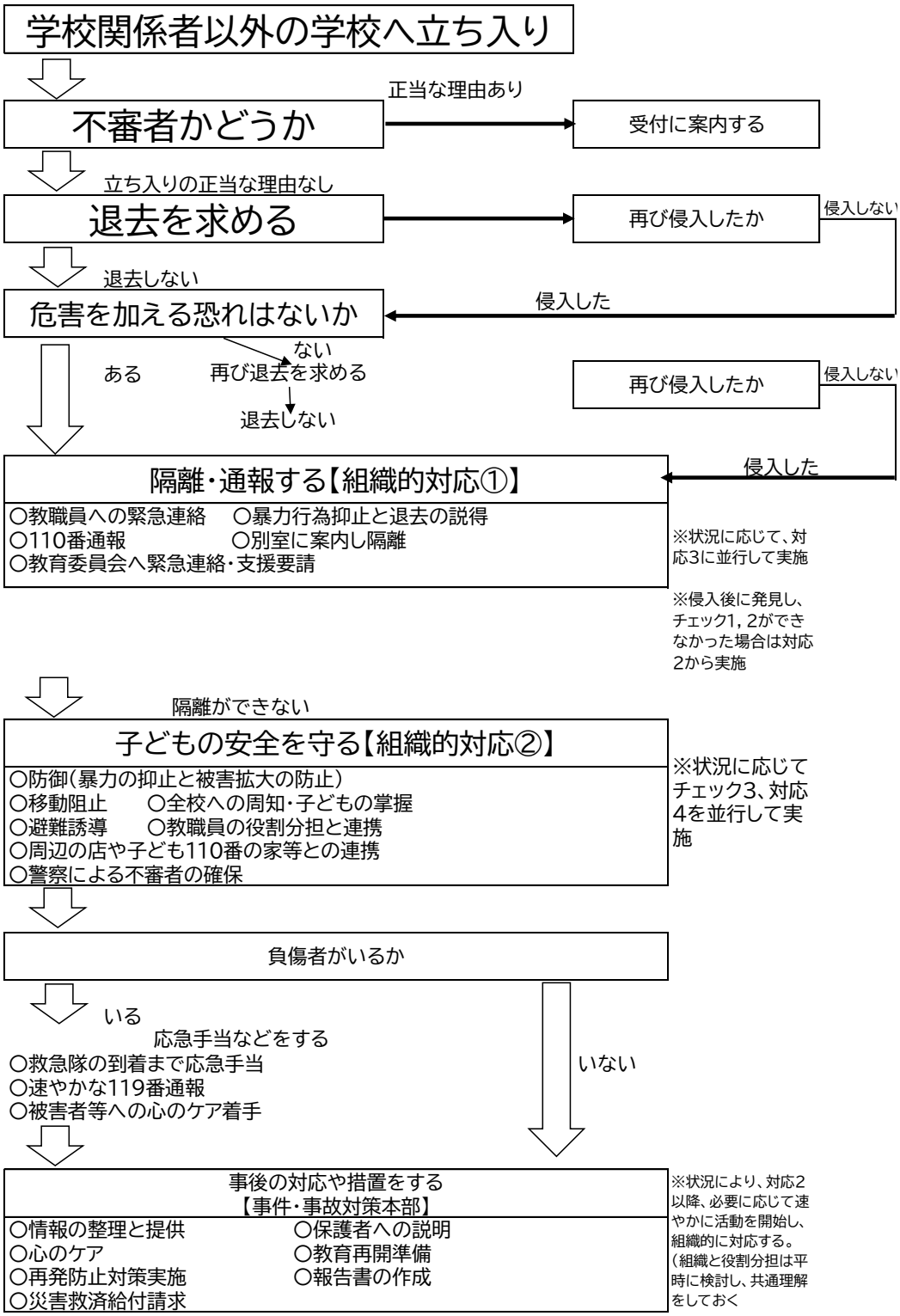
①第１対応者は、大声や非常警報装置等で対応し、生徒をその場から逃がす。
※生徒が第一発見者の場合は、すぐ逃げて近くの教職員に知らせる。
②近くの教室にいる教職員と連携のもと、生徒を安全な場所に誘導し、生徒の安全を確保する。誘導の教職員以外は、生徒に危害が及ばないよう椅子等の防御物で身を守りながら不審者の行く手を阻む。
③報告を受けた校長は、１１０番通報し、交番・市教育委員会に連絡する。
④校長と教頭は不審者の対応、各担任は引率避難後、人員点呼する。
⑤校区内各小学校、近隣校と状況に応じて校区内関連諸機関に連絡する。保護者にプリントの配布をする。

被害者が出た時

①養護教諭と教職員で、負傷者の応急処置と救急車への手配をする。
②各担任は、負傷した児童の保護者に連絡をする。
③校長は、教育委員会や近隣の学校に状況を連絡する。

3. 学校における不審者への緊急対応モデル図

学校における不審者への緊急対応の例



５．いじめ（鎌田中学校いじめ防止基本方針も参考にすること）

校内の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ対策委員会」という）を活用し、以下の視点を踏まえ、組織的に対応する。

（１）被害生徒から相談を受けた担任の対応

①被害生徒への聴き取り

被害生徒の気持ちに寄り添いながら、被害生徒が訴えるいじめの事実確認を行うとともに、いじめを見聞きした生徒がいないか確認する。

②管理職への報告

学年主任や生徒指導主事等に情報共有するとともに、すみやかに管理職へ第一報を入れる。管理職が不在の場合は、校内いじめ対策委員会の教員に速やかに報告する。

③被害生徒の保護者への報告

被害生徒からいじめの相談を受けたことを報告し、学校として本事案に向き合い、対応していくことを伝える。

（２）本事案把握後の学校の対応

①いじめ対策委員会の開催（第１回）

・被害生徒が訴えるいじめの情報を共有して、今後の対応方針を決定する。
・必要に応じて、被害生徒をスクールカウンセラー等の専門家につなげる。

②事実関係の把握（生徒への聴き取り）

※生徒への聴き取りは複数の教員で行う。

・被害生徒への聴き取りが不十分な場合は、改めて被害生徒から聴き取りを行い、事実関係を正確に把握する。
・加害生徒や被害生徒が訴えるいじめを見聞きした生徒（以下、「関係生徒」という）への聴き取りを行い、事実関係の正確な把握に努める。
・被害生徒と保護者が、加害生徒や関係生徒への聴き取りを拒んでいる場合は、被害生徒と保護者の意向を確認したうえで、被害生徒が在籍するクラスの生徒を対象としたアンケートの実施や面談を行うなど、学校がその時点で対応することが可能な具体策を示す。なお、被害生徒や保護者が、加害生徒や関係生徒への聴き取りを拒んでいることを理由に、学校はこれ以上の対応はできないと判断しないこと。

③いじめ対策委員会の開催（第２回）

・被害生徒、加害生徒、関係生徒から聴き取った内容を共有し、本事案がいじめであるか否かを判断する。（いじめの認知の判断）
・今後の対応方針を決定する。

○いじめを認知した場合

＜教職員への対応＞

・本事案をいじめと認知したことを共有するとともに、全教職員で被害生徒を見守っていくことを確認する。
・被害生徒の様子が普段とは異なるなど、気になることがあれば、すみやかに管理職や学年主任に報告する。必要に応じて、いじめ対策委員会を開催して、情報共有を行い、今後の対応方針を決定する。

＜保護者への対応＞

・被害生徒の保護者には、学校の対応を丁寧に説明して理解と協力を求める。また、定期的に連絡等を行い、被害生徒の学校生活の様子を伝えるとともに、家庭の様子を聴きとるなど対応する。
・被害生徒の保護者対応に終始せず、加害生徒の保護者にも、本事案をいじめと認知したことを伝え、今後の学校の対応に理解と協力を求める。

＜教育委員会との連携＞

・学校対応が困難であったり、今後、困難になることが想定されたりする場合は、市教育委員会に連絡して、指導主事の派遣を要請するなど、対応に係る指導助言を受ける。

＜専門家との連携＞

・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣、弁護士相談を県教育委員会に要請する。

＜関係機関との連携＞

・他の学校の児童生徒や有職・無職少年と関係して発生した事案も見られることから関係機関（所轄の警察署、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所等）や家庭及び、地域の協力者会議等と連携を図り、生徒の個人情報保護に配慮したうえで、問題行動についての報告や情報交換を行い、解決に向けた具体的な取組を進める。

・暴行や恐喝など犯罪行為にあたるいじめの場合は、必ず警察等関係機関と連携して対処する。

○いじめを認知しなかった場合

・その後、いじめの事実が確認され、いじめと認知された事案も見られることから、教職員による被害生徒の見守りを継続するなど、丁寧に対応する。

・被害生徒の様子が普段とは異なるなど、気になることがあれば、すみやかに管理職や学年主任に報告するなど、情報集約の窓口となる教員を定め、必要に応じて、いじめ対策委員会を開催して、情報共有を行い、今後の対応方針を決定する。

（3）事後措置

①被害生徒については、学校が徹底的に守り通すということを、言葉と態度で示す。

②「いじめは絶対に許されない」という認識を一人ひとりの生徒に徹底し、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないということを理解させるとともに、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを認識させる。

③道徳の授業や人権学習をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、善悪の区別や正義と勇気等について適切に指導する。

④いじめの解消判断は、以下の２つの要件を満たして行う。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑤本事案がきっかけとなり、被害生徒の欠席が続く場合等は、いじめ防止対策推進法第 28 条が示す「いじめの重大事態」に発展するおそれがあることから、市教育委員会に報告して、今後の対応に係る指導助言を受けること。また、被害生徒に対して、学習の手立てを行うなど、学習保障を講じること。

【いじめ防止対策推進法第 28 条第１項】

○いじめの重大事態

第一号いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第二号いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席（※）することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする

６．自殺予告電話

「私はいじめられています。このままでは生きられません。なんとかしてください。でなければ、私は自殺します。」

《受信者》・・・慌てず、落ち着いて、相手の気持ちに寄り添った受け応えを心がける。

「もしもし、いじめられて辛いね」「学年は？」など。
※相手は、こちらの問いかけに無反応、無応答の場合が多い。

→《校長（教頭）》→《各学年主任・生徒指導主事》

◎対応の基本
学校一丸となり、最悪の事態を回避すべくあるゆる努力・手立てを惜しまない。

①全校生徒の所在を確認する。
②いじめの事実を確認する。
③いじめられて悩んでいる生徒はいないか確認する。
④各学級の欠席状況を調べる。
⑤生徒への緊急指導体制（全校・学年集会の開催、各学級の指導、保健室の指導など）をとる。
⑥ＰＴＡ役員・保護者の協力を要請する。
⑦市教育委員会に一報を入れる。
⑧警察等との連携を図る。

７．恐喝等問題行動
（１）当該保護者への対応
①迅速に家庭訪問を実施する。（可能な限り事情を聞いた当日実施する）
②被害者の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の解消への取り組みについて話し合い、理解と協力を依頼する。
③加害者の保護者には、事象の具体的な内容（金額・暴力行為等）や状況、被害にあった生徒の心情を正確に伝え、謝罪の時期、方法等や今後の学校の取り組みに理解と協力を依頼する。その際、一方的に過失を伝えるのではなく、該当生徒の課題解決のための具体的な支援について話し合う。
④被害者、加害者の保護者間の協議には、必ず学校側が立ち会い、学校の指導方針を伝え、保護者の協力要請については、一方的に伝えるのではなく時間をかけて具体的に協議する。

（２）被害者に対して事実確認を行う際の留意点
①問題行動に対して、学校、家庭、地域社会、警察等の関係機関が一体となって取り組むことを教職員全員が共通に理解する。
②被害者の不安（疎外感、孤独感、仕返し等）や友だち、教職員に対する不信感の払拭に努める。
③被害者については、本人の心情を十分理解しながら、「いつ、どこで、誰が・・」などをできるだけ具体的な状況として、時間的な広がりや、関係者などについて聴取する。その際、単に事実だけを求めるのではなく、当該生徒の心の痛み等が、話すことによって軽減されるよう努める。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
④被害者が、不安から事実を隠したり否定したりする場合は、教師は味方であり関係機関とも連携を図り、最善の努力をすることを伝え、話しやすい雰囲気を作るとともに、専門的な知識を持つスクールカウンセラーや心の教室相談員、本人が信頼している教職員等に聞いてもらうなどの工夫をする。

（３）加害者に対して事実確認を行う際の留意点
①問題行動に対して、学校、家庭、地域社会、警察等の関係機関が一体となって取り組むことを教職員全員が共通理解する。
②生徒に、恐喝行為は最も卑劣な犯罪行為の一つであり、「人間として絶対に許されない」ことを指導する。
③問題行動が起こった背景や、「いつ、どこで、誰が・・・」などをできるだけ具体的な状況として、時間的な広がりや、他校、他学年、卒業生等との関係などを確認する。その際、単に事実だ

けを追求するのではなく、当該生徒の課題を生活背景等（学校生活、家庭環境、友人関係、保護者等）と関連させて明確にする。また、今後の指導に生かすため記録を残す。
④事情聴取は、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。

（４）その他の留意事項
①事故が起きた場合、学校長は市教育委員会へ速やかに報告する。また、新しい情報が得られ次第、第二報、第三報を入れる。

【第一次報告】
（１）事象の内容
①発生日時・場所　②事象の概要　③事象発生直後の対応
（２）事象発生後の経過
（３）事象に関わる生徒や教職員の状況
（４）家庭や地域の状況
（５）事象発生の要因背景

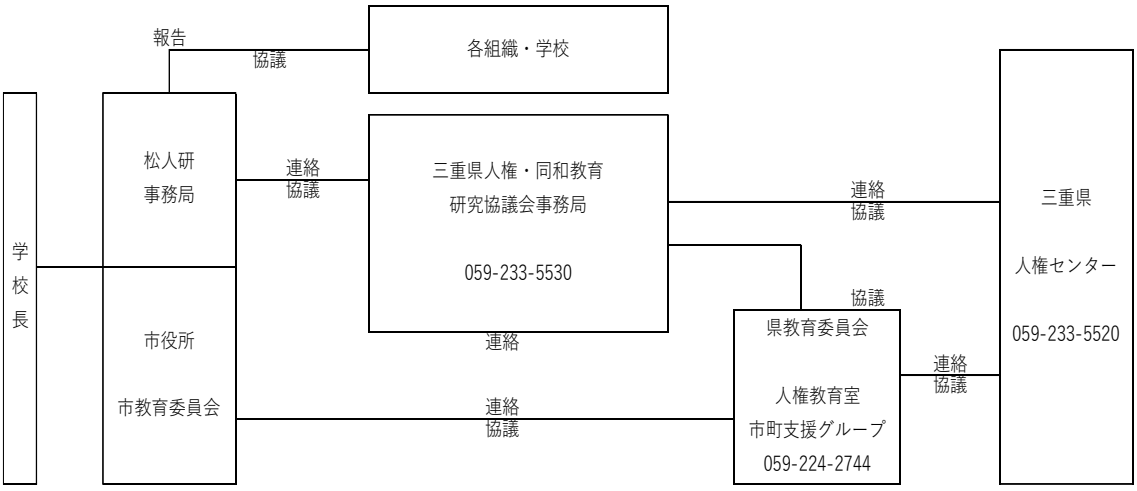
②関係諸機関や報道機関への情報提供には、生徒のプライバシーを十分保護したうえで、原則として学校長が行う。

８．差別事象の発生
（１）事象発生時に居合わせた関係者は、まず、被害者の心のケアに努める。落書きについてはシート、紙等で覆い、保存する。その後、学校長・生徒指導担当教員・人権担当教員に報告し、指示・助言を求める。

（２）生徒支援教員および担任・該当学年担当者で以下のことについて確認する。

①発生日時　②場所　③事象に関わる関係者　④事象の内容　⑤発生直後の対応

（３）（２）の確認事項を学校長に報告し、その後、以下の経路で連絡される。



（４）その後の取り組みについて
①市教委学校支援課とともに現場確認をする。
②関係者会議（市教委、本校、関係者等）を開催して、課題を整理する。
③関係者会議と連携しながら、事象を調査・分析して原因を究明していく。取組の内容について論議し、実践する。

ー差別事件の原因に迫るためにー

全職員の共通理解を図りながら、対応・取り組みを進めていくポイント

①被害・加害当事者のケアをどうするか。
②事件の中にある「差別の現実」をどう把握するのか。
③事件のきっかけは何か、生み出した状況はどうだったか。
④偏見や差別意識がどのように形成されてきたのか。
⑤教育や啓発のありようや効果はどうだったのか。
⑥事件から得られた教訓をどのように具現化するのか。

９．体罰の発生

（１）体罰の未然防止

どのようにしたら、体罰を防ぐことができるか。教員個人だけの意識の問題では体罰はなくならない。以下のことを確認し、指導方法を見直す。

＜生徒指導における共通実践関係機関と連携した指導＞

①学校の教育計画等にある生徒指導の指導方法についての見直し
②指導する内容によっては、複数の教員等で対応するなど体罰が起こらないように努める。
③部活動の意義を確認し、体罰を厳しく指導として正当化することは誤りである

※学校の秩序を維持するために抱え込みする意識を捨て、状況に応じ関係機関に相談し、主たる対応を関係機関に委ねる。
①早期に警察や関係機関等に相談や通報する方法について
②市町村教育委員会による出席停止

（２）体罰が起きた場合の対応

体罰はあってはならないことだが、仮に体罰が起きた場合には、誠意をもって体罰を受けた生徒及びその保護者等に対応することが重要である。

【生徒への対応】

○体罰を受けた児童生徒を保護する。
○けがの有無を確認する。
○必要に応じて、保健室で応急処置を行う。
○状況に応じて病院に搬送する。
※病院に搬送した場合、体罰を行った教職員、管理職も病院に駆けつける等、誠意を示す行動が必要である。

【謝罪】

○体罰を受けた児童生徒へ謝罪をする。
○体罰を受けた児童生徒の保護者等へ謝罪をする。

【今後の対応】

○スクールカウンセラー等を活用し、体罰を受けた生徒のケアをする。
○他の生徒にも体罰の事実を伝え、動揺を与えないよう指導する。

【教職員の対応】

○体罰を行った教職員または学年主任等で管理職へ報告する。
○管理職は体罰を行った教職員から日時、場所、体罰をした理由等、詳細に聴き取る。
○管理職は市教育委等へ報告する。
○管理職は体罰を受けた保護者等に対し、迅速に誠意ある対応をし、今後の方向性について示す。

【謝罪】

○家庭訪問等で、体罰を行った教職員と管理職は、体罰を受けた生徒及びその保護者等に誠意ある謝罪をする。

【再発防止】

日頃から、以下のことを確認する。
○体罰防止ハンドブックを活用する。
○体罰を行った教職員の指導
○生徒理解に基づいた生徒指導を徹底する。

	○教育は、体罰ではできないことを再確認する。 ○ＰＴＡ役員等と連携を図る。 ○学校評議員へ報告する。 ○生徒及び保護者等への信頼関係回復に努める。 ○「体罰を起こさない学校づくり」を生徒及び保護者等へ周知する。

１０．弾道ミサイル発射に係る対応

（１）Ｊアラートが発動し、防災無線やメールで緊急情報が発信された際の対応

どのような場合でもまず避難行動をとる。**行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」**

【屋外にいる場合】

・近くの建物（可能であれば頑丈な建物）の中に避難し、床に伏せて頭部を守る。

・近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動し、床に伏せて頭部を守る。

①日本の上空を通過、日本の領域外の海域に落下した場合

・屋内避難は解除となるため、日常生活に戻る。

・不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。また、教育委員会へ速やかに報告する。

②日本に落下する可能性がある場合

≪直ちに避難の呼び掛け≫

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。」・上記の避難行動をとる。

≪落下場所等についての情報≫

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。」

・追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集をする。

・教育委員会からの指示があれば、それに従って行動する。

③近くにミサイルが着弾した場合

・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難する。

・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

・教育委員会からの指示があれば、それに従って行動する。

（２）Ｊアラートが発動し、防災無線やメールで緊急情報が発信された場面ごとの対応

登校前に緊急情報が発信された場合

①管理職（校長、教頭等）は、避難行動をとった後、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、ミサイルの着弾状況や公共交通機関の運行状況などを確認し、通常授業、自宅待機、始業繰下げ、休校等の対応を協議する。

②管理職は、対応を決定したら、絆ネットにより、速やかに教職員や保護者等に連絡する。

・交通機関の運行状況等、地域によっての状況を加味しながら、教職員、保護者への連絡する。

③管理職は、自宅待機や始業繰下げ、休校等の対応をとった場合は教育委員会に報告する。

④教職員は、避難行動をとった後、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集を行う。そ

の後の対応は管理職の指示に従う。
⑤生徒は、避難行動をとった後、自宅待機し、学校からの連絡を待つ。
・通常授業、始業繰下げの場合は、安全に留意し登校する。
・臨時休校の場合は、外出せずに自宅待機を継続する。
⑥教職員は、緊急情報が発信された際の避難行動やその後の対応等について、児童生徒に事前指導しておくとともに、保護者にも周知しておく。

登校中に緊急情報が発信された場合
①教職員は、生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう事前に下記の事項を指導しておく。
・緊急情報が発信されたら、直ちに避難行動をとり、安全を確保する。
・屋外スピーカー、携帯電話、周囲の人等から情報を入手する。
②出勤した教職員は、児童生徒の安否確認にあたる。
・登校した児童生徒の安全を確認するとともに、通学路の状況を聞き取る。
・手分けして、登校していない児童生徒の安否確認を行う。
③教育委員会の指示があれば、それに従って行動する。

児童生徒が在校中に緊急情報が発信された場合
①管理職は、校内放送、ハンドマイク等で全校に避難行動をとるよう指示する。
【校舎内にいる場合】
・窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守る。
・机の下に入って頭部を守る。
【校庭などにいる場合】
・校舎等の建物の中に避難し、窓からなるべく離れ、床に伏せて頭部を守る。
・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。
②管理職は、緊急情報の内容を早急に教職員に伝えるとともに、事態の推移によっては、保護者への緊急連絡、児童生徒の緊急避難等の措置を行う可能性があることを説明する。
③教職員は、保護者への緊急連絡、緊急避難等の措置に備える。
④管理職は、教育委員会等からの緊急連絡をいつでも受けることができるようにするとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で情報収集を行う。
⑤教職員は、生徒の安全を確認し（欠席者含む）、管理職に報告する。
⑥管理職は、安否確認の情報を集計する。
⑦管理職は、通常授業の継続、下校措置、保護者への引き渡しなどの対応を判断する。
⑧下校時刻を変更する場合は、絆ネットにより速やかに保護者に連絡する。
⑨下校措置等の対応をとる場合は、教育委員会に報告する。
⑩教職員は、動揺している児童生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。

校外活動中に緊急情報が発信された場合
①すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難する。
②活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について事前に確認しておく。
③引率者は携帯電話等の情報ツールを携行するなど情報収集の手段を確保しておく。
④事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行う。
⑤教職員は、児童生徒の安全確認を行い、学校に連絡する。
⑥管理職は、校外活動の継続、短縮、保護者への引き渡しなどの対応を判断する。
⑦予定変更を保護者に連絡する必要がある場合は、絆ネットで速やかに連絡する。
⑧下校措置等の対応をとる場合は、教育委員会に報告する。
⑨教職員は、動揺している児童生徒に留意し、勇気づけるとともに安心させる。

＜防災対策編＞

Ⅰ　災害時の学校の基本的役割について

１．基本的な考え方

（１）第一義的役割は、①生徒等の安全確保と安否の確認、②学校教育活動の早期正常化である。
（２）避難者を受け入れる避難場所と地域住民の情報連絡場所としての機能を持たせる。
（３）避難場所としての学校は、松阪市災害対策本部の管理下におかれるが、本校職員は、運営システムが確立するまでの間、避難場所の設置、運営について協力・援助する。

２．具体的方策

災害時に備え、日頃から防災計画の作成、施設の安全点検、防災教育・避難訓練等をしておかなければならない。
（１）生徒等の安全を確保する。
（２）安全指導（防災教育）を計画的に実施する。
（３）教職員の動員体制と役割分担をあらかじめ確立しておく。
（４）学校の施設・設備等の点検・整備に努め、安全を確保する。
（５）情報連絡体制をあらかじめ確立しておく。
（６）災害時の生徒等の避難経路、保護者との引き渡し場所・方法の確立と保護者への徹底を図る。
（７）避難場所としての施設の開放計画と教職員の役割分担をあらかじめ確立しておく。

Ⅱ　防災管理機構

１．学校における防災

災害とは、暴風、豪雨、地震等異常な自然現象又は火災、爆発等による被害のことを言い、その災害を未然に防止し、発生した場合においては、その被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることを防災という。

２．防災管理機構

（１）防災管理の諮問機関として防災委員会を設ける。

（２）防災委員会委員長は、校長が当たり、委員は防火管理者及び学校運営委員をもって構成し、委員長がこれを委嘱する。

（３）防災委員会の任務は次による。
①防災計画並びにこの実践についての審議。
②防災についての諸規定の制定。
③防災用設備の改善と強化。
④防災上の調査、研究、企画。
⑤防災思想の普及、及び高揚。
⑥その他防災上の諸問題。

（４）委員会の開催は定例会と緊急会の２種類とする。
①定例会は年２回。
②緊急会は、防災上必要が生じたとき、その都度委員長が召集する。
③常時の防災の徹底を期するため、防災管理者を置き、その下に防災責任者をおく。
④防災責任者は、次のように定める。

別表1 火元責任者表

防火管理者	担当地域	火元責任者	担当地域	火元責任者	担当地域	火元責任者
田端　農	校長室	田端　農	理科室1	榊原　佐保里	多目的室1	中西　瑞枝
	職員室・印刷室	淺井　祐治	理科室2・準備室	山本　怜	多目的室2	荒木　正博
	放送室	土谷　明匡	被服室・準備室	松倉　有佳	多目的室3	松倉　有佳
	職員休憩室・更衣室	小樂崎　智行・渡辺　亜希	少人数教室1	廣出　拓音	1A教室	西村　直弥
	資料室・倉庫1～4	小牧　一貴・西川　聡子	少人数教室2	中西　綾花	1B教室	髙木　和真
	保健室・相談室	渡辺　亜希	少人数教室3	吉村　史子	1C教室	宮脇　礼至
	美術室・準備室	中西　瑞枝	少人数教室4・5	中西　瑞枝	2A教室	中西　綾花
	技術室・準備室	土谷　明匡	パソコン室	土谷　明匡	2B教室	土谷　明匡
	多目的ホール	淺井　祐治	会議室	淺井　祐治	2C教室	坂本　陽平
	調理室・準備室	松倉　有佳	学習室1	廣出　拓音	2D教室	岡野　匠
	給食配膳室	淺井　祐治	学習室2	近藤　恵子	3A教室	小樂崎　智行
	カウンセリング室2～5	渡辺　亜希	学習室3	久保　美和	3B教室	大井　菜央
	カウンセリング室1	渡辺　亜希	学習室4	藤田　則子	3C教室	加藤　翔太
	湯茶室	天田　光哉・池田　みゆき	倉庫5・6	吉村　史子	3D教室	山本　怜
	図書メディアスペース	大井　菜央	共同学校事務室	小牧　一貴・西川　聡子	倉庫7・8	荒木　正博・髙木　和真
	芸術メディアスペース	中西　瑞枝・土谷　明匡	理数メディアスペース	榊原　佐保里・山本　怜		
	音楽室・準備室	樫本　昌弥	語学メディアスペース	近藤　恵子・大畑　慧奈		
	地域事務室	西尾　桂子	書庫1	淺井　祐治		
	地域交流室	西尾　桂子	書庫2	大井　奈央		
	外部倉庫	小樂崎　智行・谷口　晴輝				
	校務員室・洗濯室	天田　光哉・池田　みゆき				
	部室1～3	小樂崎　智行・加藤　翔太				
	体育館	小樂崎　智行・谷口　晴輝				
	武道場	中西　綾花・安藤　瑞基				

（5）防災責任者の任務

・災害予防のため、一般の火気、電気配線器具、危険物等及び消防施設準備物の管理、避難経路の安全確認、施設設備の落下・転倒防止等の点検をする。
・点検により、事故または改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防災管理者に報告する。
・校内の所定場所以外のたき火、喫煙、火気の使用、危険物の持ち込み等、すべて防火管理者の指示を受け後始末に十分配慮すること。

Ⅲ　震災における防災について

１．教職員の基本的体制について

（１）出勤前及び休日等

①松阪市域に震度５強以上の地震が発生した場合

・管理職は直ちに出勤し配備につく。

・他の教職員は可能な限り早期に出勤し配備につく。

②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

・管理職は情報収集に努め、巨大地震警戒等、次の情報発表に備えた準備を進める。

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

・管理職は情報収集に努め、他の教職員に発災に備えた指示を行う。

・他の教職員は学校長の指示に従う。

④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

・管理職は直ちに出勤し配備につく。

・他の教職員は学校長の指示に従う。

※電話連絡が不可能な場合、全教職員は電話連絡を待たずに、自らの安全を確保し、所属する学校へ出校する。また交通の遮断により出校できないときは、最寄りの市の施設に参集する。

（２）勤務時間中

①生徒がいるとき

・生徒の安全に努める。

②生徒がいないとき

・校舎の安全確保に努める

２．生徒の扱いについて

（１）強度の地震が発生したとき

①始業時前

・登校を見合わせ、自宅に待機させる。

・登校途上、通学路の安全を確認し、帰宅させる。帰宅できないときは、登校させる。

②在校中

・教職員の指示に従い、避難させ、安全を確保させる。

（２）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

①始業時前

・地震関連情報等の状況に応じて、通学路の安全を確認し、登校させる。

②在校中

・教職員の指示に従い、注意対応をとりながら、教育活動にあたらせる。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

①始業時前

・地震関連情報等の状況に応じて、通学路の安全を確認し、登校させる。

②在校中

・教職員の指示に従い、注意対応をとりながら、教育活動にあたらせる。

（4）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき

①始業時前

・臨時休校とし、登校させずに自宅で待機させる。
・登校途上、速やかに帰宅させる。
・すでに登校している時、帰宅させる。

②在校中

・授業、部活等を中止し、速やかに帰宅させる。

3．生徒の避難について

（1）授業中（教室）

授業者が生徒を落ち着かせ、近くの教職員と協力しながら生徒を避難させる。

①揺れているとき

・机の下に潜らせ、机の脚を持たせる。
・蛍光灯、窓ガラス等が落下する恐れがあるため、身近なもので頭部を保護させる。
・脱出口を１ヶ所以上確保する。

②避難するとき

・必ず履き物を履いて避難させる。
・負傷者の有無を確認し、必要な応急処置をする。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・避難経路には、落下物等障害になるものが多くあるので、整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

（2）授業中（理科室、調理室）

授業者が生徒を落ち着かせ、近くの教職員と協力しながら生徒を避難させる。

①揺れているとき

・火、電気を消す。（揺れが特にひどいときは、揺れが収まってから）
・薬品、熱湯等に注意させ、机の下に潜らせ、机の脚を持たせる。
・蛍光灯、窓ガラス等が落下する恐れがあるため、身近なもので頭部を保護させる。
・脱出口を１ヶ所以上確保する。

②避難するとき

・必ず履き物を履いて避難させる。
・ガス、電気の元栓を必ず閉める。
・負傷者の有無を確認し、必要な応急処置をする。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・避難経路には、落下物等障害になるものが多くあるので、整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

（3）授業中（体育館・武道場・運動場）

授業者が生徒を落ち着かせ、近くの教職員と協力しながら生徒を避難させる。

①揺れているとき

・蛍光灯、窓ガラス等が落下する恐れがあるため、身近なもので頭部を保護させ、中央へ集まりしゃがませる。
・脱出口を１ヶ所以上確保する。

②避難するとき

・必ず履き物を履いて避難させる。

・負傷者の有無を確認し、必要な応急処置をする。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・避難経路には、落下物等障害になるものが多くあるので、整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

（4）休憩時

教職員はできるだけ早く所定の教室等に行き、生徒等の把握をする。放送等で、避難場所、避難方法等を明確に指示する。

①揺れているとき

・教室にいる場合は、机の下に潜らせ、机の脚を持たせる。廊下、昇降口では窓ガラスの落下、下駄箱の転倒に注意する。
・蛍光灯、窓ガラス等が落下する恐れがあるため、身近なもので頭部を保護させる。
・脱出口を１ヶ所以上確保する。

②避難するとき

・必ず履き物を履いて避難させる。
・負傷者の有無を確認し、必要な応急処置をする。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・避難経路には、落下物等障害になるものが多くあるので、整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

４．生徒の帰宅について

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震関連情報等の状況に応じて、注意対応をとりながら帰宅させる。
・授業の継続が困難な場合、原則として保護者に引き渡す。
・通学路等の安全確認ができ、保護者への引き渡しが可能な場合、帰宅させる。
ただし、津波警報発令等、状況によっては学校で避難・待機させる。
（引き渡しの記録を取る。）
・通学路の安全確認、保護者との連絡が取れない等、引き渡しが困難な場合は、学校等で保護し、教職員の監督下におく。（必要なら宿泊させる。）

Ⅳ　火災における防災について（別途「学校の防災に関する計画書」参照）

１．教職員の基本的体制について

（１）校内で火災が発生した場合
①勤務時間外
全教職員が登校し、所定の配置につく。

②勤務時間中
・生徒がいるとき、生徒を安全な場所に避難させる。延焼を防ぐとともに、重要書類等を避難させる。
・生徒がいないとき、延焼を防ぐとともに、重要書類等を避難させる。

（２）学校の近くで火災が発生した場合
①勤務時間外
校長、教頭は出校する。他の教職員は自宅待機する。

②勤務時間内
必要に応じ生徒を安全なところに避難させる。

２．生徒の扱いについて

（１）校内で火災が発生した場合
①登校前
家に待機し、学校からの指示を待つ。

②登校中
家に帰り、家に待機し、学校からの指示を待つ。

（２）学校の近くで火災が発生した場合
①登校前
家に待機し、学校からの指示を待つ。

②登校中
家に帰り、家に待機し、学校からの指示を待つ。

３．生徒の避難について

（１）授業中（教室）
授業者が生徒を落ち着かせ、近くの教職員と協力しながら生徒を避難させる。

○避難するとき
・必ず履き物を履いて避難させる。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・煙に対しては、ハンカチ等で口を覆い、姿勢を低くして、近くの安全な出入口から整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

（２）授業中（理科室、調理室）
授業者が生徒を落ち着かせ、近くの教職員と協力しながら生徒を避難させる。

○避難するとき

・必ず履き物を履いて避難させる。
・ガス、電気の元栓を必ず閉める。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・煙に対しては、ハンカチ等で口を覆い、姿勢を低くして、近くの安全な出入口から整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

（3）授業中（体育館・武道場・運動場）
授業者が生徒を落ち着かせ、近くの教職員と協力しながら生徒を避難させる。

○避難するとき
・必ず履き物を履いて避難させる。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・煙に対しては、ハンカチ等で口を覆い、姿勢を低くして、近くの安全な出入口から整然と避難させる。
・運動場で整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

（4）休憩時
・教師はできるだけ早く所定の教室等に行き、生徒等の把握をする。
・放送等で、避難場所、避難方法等を明確に指示する。

○避難するとき
・必ず履き物を履いて避難させる。
・級長または副級長は、出席簿をもって運動場へ避難する。
・煙に対しては、ハンカチ等で口を覆い、姿勢を低くして、近くの安全な出入口から整然と避難させる。
・運動場で、整列し、人員の確認と負傷者の確認と応急処置をする。

Ⅴ　風水害における防災について

１．教職員の基本的体制について

（１）勤務時間外

①甚大な被害が発生したとき又は予想され教育長が必要と認めた場合

・管理職は直ちに出勤し配備につく。

・他の教職員は学校長に指示に従う。

※電話連絡が不可能な場合、全教職員は電話連絡を待たずに、自らの安全を確保し、所属する学校へ出校する。また交通の遮断により出校できないときは、最寄りの市の施設に参集する。

（２）勤務時間中

①準備態勢

・松阪市域に暴風警報が発令されたとき等、勤務時間外の対応に準ずる。

・その他災害が発生したとき、通学路の安全を確認の上、生徒を帰宅させる。
校舎の安全を確保する。

２．生徒の扱い（※「台風時及び地震発生（注意発令）時の登下校及び授業実施について」）

＜台風＞

１．始業前に暴風警報が三重県中部地方（松阪市）や三重県全域に発令されている場合

※午前５時に暴風警報が発令されていたら、給食は中止となる。

①生徒は登校せずに、自宅待機する。

②午前７時００分までに警報が解除された場合は、午前中授業を実施し、給食なしで下校する。

③午前７時００分～午前１１時００分までに解除された場合は、午前中は自宅待機とする。
午後は、家で昼食をすませ、安全に注意を払い、午後１時３０分に登校する。午後の５限目及び６限目の授業と部活動を実施する。ただし、通学路の状況等により登校に危険が予想される場合は、学校に連絡し自宅で待機する。

④午前１１時００分になっても警報が解除されない場合は、臨時休業とし、登校せず、自宅にて学習する。

２．始業後に暴風警報が発令された場合

①原則として、授業・部活動等を打ち切る。通学路の安全を確認し、注意事項を指導し下校する。
（台風の状況によっては昼食をとってから帰宅することもある。）

②風雨や通学路の状況から帰宅が危険と判断される場合は、学校で避難待機する。保護者の迎えがあれば引き渡す。

３．暴風警報以外の警報（大雨・洪水・高潮・高波など）・注意報が発令された場合

①原則として授業を実施するが、地域の状況等により登校に危険が予想される場合は、保護者の判断で自宅待機させ、学校に連絡をする。

・土日祝日等の部活動等は、上記の内容に準じて対応する。

Ⅵ　学校対策本部の設置

１．学校対策本部について

火災その他災害発生時、被害を最小限にとどめるため本部長を最高責任者とし、その下に副本部長以下各班を設け、学校対策本部を編成する。

２．学校対策本部の組織とその活動

＜学校対策本部＞

○本部長（校長）→全体指揮
○副本部長（教頭）→情報収集・具体的指示・記録
（２人とも不在の時は学年主任の合議にて決定）
○通報連絡（教務・１年学年主任）→校舎内の人、関係者に知らせる、関係機関に通報する
○初期消火（３年学年主任・３年副担任・発見者）→初期消火、通報･応援要請
○避難誘導（生徒指導・担任・２年副担任）→避難場所の指示、生徒の安全確認、
通学路の安全確認等
○救護（養護教諭・１年副担任）→応急処置、医療機関との連携
○書類搬出（事務職員・校務員）→重要書類搬出指示

・・・・・・・・・・＜避難終了後＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○施設点検（教頭、生徒指導）→施設の被害状況の把握、危険個所の周知、安全確保
○保護者連絡→保護者への連絡と生徒引き渡し

・・・・・・・・・・＜避難所開設された場合＞・・・・・・・・・・・・・・

○避難所開設、開放区域の明示、生徒・住民の誘導、
・避難者収容場所→体育館
・負傷人、病人→武道場（保健室）
・生徒→普通教室
・災害対策待機所→運動場
・特別教室の対応利用
対策本部→校長室、会議室
情報・広報→職員室、放送室
炊き出し→調理室
救援物資保管→体育館前防災倉庫

※原則的に松阪市災害対策本部の監督下に入り、市職員が派遣されるまでの
初期対応となる。

○消火活動
（１）授業中の出火の場合
消火栓、消火器扱い→設置場所近くの授業担当者が消火にあたる。
（２）授業中以外のときの出火の場合
別紙「消火器などの保管場所」図を参照し、授業担当者以外の教職員が消火にあたる。
（３）通報連絡班→教務主任・１年学年主任
（４）初期消火班→３年学年主任・３年副担任・発見者
（５）避難誘導班→生徒指導・担任・２年副担任
（６）救護班→養護教諭・１年副担任
（７）書類搬出班→事務職員・校務員

Ⅶ　避難所開設について

１．避難所について

原則的に松阪市災害対策本部の監督下に入り、市職員が派遣されるが、到着するまでの間、教職員による初期対応が必要である。
・生徒が在校中の場合、普通教室は生徒の避難場所とする。
・学校施設の開放区域と使用禁止区域を明らかにする。

２．学校施設の開放について

学校施設の安全を確認のうえ、避難者に開放するが、すべてを開放するのではなく、
①避難所運営のためのスペース、②授業再開に備えたスペース等を確保しておく。

・避難者収容場所‥‥体育館
・負傷者、病人、高齢者等‥‥武道場（保健室）
・管理等で必要な場所‥‥校長室、職員室、会議室、被服室、調理室、配膳室、放送室
・避難場所として不適当な場所‥‥パソコン教室、理科室
他にも、救援物資等の保管場所を確保する（非常食は体育館横防災倉庫に保管）
※Ⅵの２の「学校対策本部の組織とその活動」に準ずる。

３．避難所で必要な仕事

避難所を開設した場合、その運営に際して必要になると思われる業務は次のようなものである。
・水、食糧の分配
・救援物資の管理
・衛生管理（し尿、ゴミ等の処理）
・災害本部との連絡、地域の被災状況の把握
・市災害対策本部との連携により、災害対策本部による管理への移行と自治組織の立ち上げ、業務の共同化
・避難者についての名簿の作成及び管理
・避難者との連絡窓口、避難所外からの安否確認等の連絡対応、避難所内の情報連絡及び掲示

４．避難所運営組織

・情報、広報‥‥情報の収集、外部及び関係機関との連絡、避難者名簿の作成、避難者への伝達
・物資管理‥‥備蓄物資・救援物資の受取・管理・配布
・炊事、給水‥‥共同炊き出し、食糧の配給、飲料水の確保・配給
・衛生、救護‥‥トイレの水の確保、仮設トイレの設置・管理、医療救護活動
・警備、防火‥‥避難所の見回り、防火対策

Ⅷ　施設・設備の安全確保と重要書類等の搬出について

１．二次災害を防ぐために

・電気、ガス、水道の点検と、安全が確認されるまでは元栓をしめる。
・理科室等の薬品の安全確認をする。
・施設の安全を確認するとともに、危険個所には立入禁止措置をする

２．重要書類等の搬出

・災害に備え、重要書類を一ヶ所にまとめておく。
・重要書類等を安全な場所にまとめ保管をする。

Ⅸ　教育再開に向けて

１．学校施設等の安全確認について

・学校施設設備の安全確認及び整理を行う。（必要に応じ専門家の判定を受ける）
・ライフラインの点検をし、必要な措置をするとともに、関係機関との連絡を取る。

２．生徒の被災状況の把握と対応について

・教職員はできるだけ速やかに家庭訪問、避難所訪問を行い、生徒の正確な被災状況を把握する。
（避難先、連絡方法、家庭の状況、健康状態、住居の被災状況、教科書学用品等の有無、転出の有無等）
・保護者部会に、生徒の状況の情報提供や、学校からの連絡等を伝えるなど協力を依頼する。
また、主要施設、避難所等に看板・掲示板等で情報提供の依頼をする。

３．教育再開の決定について

・学校施設、教職員、生徒、通学路等の安全を総合的に判断し、再開の時期を決定する。
（教育委員会と十分に連携をとり決定する）
・生徒及び保護者への周知を図る。（メール等のマスメディアの活用、公共施設への掲示）

４．教科書・学用品等の調達及び確保について

・生徒の被害状況の正確な把握を行う。‥‥被害の状況に応じ、教科書・学用品が支給される。

X　教育訓練

１．防災教育について

時と場所を選ばず不意に発生する災害、あらかじめ予測され時間的な余裕のある災害等、それぞれの災害の特長に応じて、生徒の安全が確保できるよう、様々な状況に置ける危機の場面を想定し、俊速かつ適切な行動がとれるようにする。

２．避難訓練・防災学習について

火災、その他の災害発生により、恐怖による混乱を避け、生徒が安全に的確な行動がとれるように生徒が主体となった探究的な防災教育を行う。

防災指導年間計画

月	指導内容等
４月	学校の防災に関する計画書の点検・作成 地区生徒会による危険箇所の点検
５月	防災・避難等に関する指導（学活時）
６月	防災学習「かまなびスペシャル」 危機管理マニュアルの点検と見直し
７月	防災指導（災害時、警報等発令中の登下校等について）
８月	危機管理に関する研修会
９月	集団活動時の防災指導
１０月	避難訓練（地震・津波を想定） 防災学習
２月	防災活動の年間点検
３月	防災関係活動の総括と次年度計画の概要作成

避難訓練実施要項

第１回避難訓練

１．実施日５月８日（金）

２．目的　（１）災害時、安全に避難するための知識や態度を身につける。
（２）防災計画をもとに、教職員は生徒を安全な場所へ避難させるとともに、適切な防災任務を遂行するための確認をおこなう。

３．内容

○地震（津波なし）を想定（６限時）

時刻	訓練内容	行動内容
8:35	・避難経路の確認	・避難訓練の目的、(想定)、避難経路、集合の仕方、(報告の仕方）の確認をする。
14:30	・訓練通告 「訓練を開始します。」	
14:31	・第１次警報（サイレン）：地震発生 「ただいま大きな地震が発生しました。窓から離れ、低い姿勢をとって頭を守りなさい。机があれば下に潜り、落下物から身を守りなさい。次の指示があるまでその場で待機しなさい。」	・机などの下に潜る。机などがない場合は、窓から離れ、低い姿勢になって頭を守る。
14:32	・第２次警報：津波警報発令 「揺れが収まりました。津波の心配はありません。直ちにグランウンドに避難しなさい。」	【教職員】 ・担任が先導。副担任はトイレを確認後、最後尾についていく。 【生徒】 ・級長・副級長は出席簿を持っていく。 ・校舎内「走らない」、外に出たら「かけ足」。
14:40	・グラウンドに全校集会の体系で集合・点呼	・人員確認をする。 （級長・副級長）→担任→学年主任→教頭→校長に報告。
14:45	・校長より、講評を受ける。	
14:45 ～ 15:20	・振り返りをする。 避難時の行動について 避難訓練で学んだことの交流など ・防災ノートを活用し、防災に関する学習をする。	

第２回避難訓練

１．実施日１月下旬予定

２．目的　　（１）災害時、安全に避難するための知識や態度を身につける。
（２）災害時に起きうる予測困難な状況を把握し、思考・判断して避難行動を取る。
（３）防災計画をもとに、教職員は生徒を安全な場所へ避難させるとともに、適切な防災任務を遂行するための確認をおこなう。

３．内容

〇地震・津波→火災を想定（昼休み～５限時）＊５限の授業は６限に変更する

時刻	訓練内容	行動内容
朝活	・６限目に避難訓練があることを予告 ≪確認する≫ ・避難訓練の目的＊特に（２） ・避難経路（津波は上へ・火災は外へ） （全体避難では級長先導・出席簿もつ・担任最後尾） ・集合・点呼の方法 （級長→担任→学年主任→教頭→校長）	・避難訓練の目的、避難経路、集合の仕方の確認をする。
13:20	＊予告よりもはやく昼休みに訓練を行う ・訓練通告１ 「まもなく避難訓練を開始します。放送の内容をよく聞いて行動してください。（２回）」	・昼休み中、生徒はさまざまな場所で過ごしている。 ※地域の方も訓練に参加してもらう。
13:21	・緊急地震速報（スマホのアラーム音） 「緊急地震速報が出ました。強い揺れに注意してその場で身を守る行動を取りましょう。（２回）」	・机などの下に潜る。机などがない場合は、窓から離れ、低い姿勢になって頭を守る。
13:22	・地震発生（スマホのアラーム音） 「ただいま大きな地震が発生しました。強い揺れに注意して、その場で身を守る行動を取りましょう。揺れが収まるまでその場で待機しましょう。（２回）」	※天井や壁が崩れて通行できない部分がある時に、冷静に状況を把握して、避難行動を変更する。

13:23 13:25	・津波警報 「ただ今の地震により、津波警報が発令されました。直ちに校舎３階に避難してください。なお、地震により天井や壁が崩れて、通行できない箇所があるようです。注意して避難しましょう。（２回）」 通行不可能 ※３年生側階段の１か所 １Ａと１Ｂの間 ２Ｂと２Ｃの間 ・各教室で着席、人員確認	【生徒】 ・１・２階にいる生徒は、近い階段に向かい、３階まで上がる。 ・教室の自席に着席する。 【教職員】 ・担任は教室に行き、生徒を確認する。 ・学年主任は、各学年の廊下で待機する。 ・その他の教職員は、生徒を誘導しながら３階に上がる。 【地域】 ・３階に上がり、２E 教室に入る。 ・人員確認をする。 （級長）→担任→学年主任→教頭（２Ｃ前廊下）→校長（２Ｃ前廊下）に報告。
13:31	・訓練通告２ 「まもなく避難訓練を再開します。放送の内容をよく聞いて行動してください。まずは各クラスでけが人を確認してください。（２回）」	※訓練２のためにクラス１人けが人(右足を骨折）を設定する。 ※けがをしたなかまとどうやって一緒に避難するか考えて行動する。
13:35	・火災報知器（緊急放送の火災警報） 「先ほどの地震により、第一理科室より出火しました。理数メディアには煙が上がり、防火シャッターが下りています。校内にいるみなさんは、図書メディア側の階段を使って、体育館へ避難してください。（２回）」 ※３A～３Ｄ、２A、２B は避難ができないため、渡り廊下を１A 教室に向けて通って避難する。 ※１A、３A 両側の渡り廊下の内鍵を開ける。 ・体育館に集合、人員確認	【生徒】 ・級長または副級長が出席簿を持ち、級長先頭で避難（他の生徒は持ち物なし） 【教職員】 ・生徒が出たのを確認し避難。 ・その他の教職員は、避難場所で整列指示。 ・初期消火班は現場の確認。 【地域】 ・体育館へ避難する。 ※校舎内「走らない」 外（広いところ）に出たら「かけ足」 ・人員を確認する。 級長→担任→学年主任 →教頭→校長に報告。
13:40 14:10	・２年生級長会から振り返り＋２年主任（１５分） ・校長先生講評（５分） ・教室へ戻って休憩（昼休みの分も含んで２０分）	※今日の避難訓練のポイントを伝え、基本的な避難行動を確認する。
14:30	・６限開始（５限の授業を行う）	